

計画の概要

- 1 計画の背景
 - 2 計画の概要
 - 3 施策に沿った事業展開
 - 4 推進体制
- 【計画の位置づけ】
「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」第9条に基づく行動計画。「世田谷区基本構想」、「世田谷区基本計画」等他の行政計画と補完・連携し合うものとして位置付ける。
- 【計画の期間】
平成31(2019)年度
～平成35(2023)年度
世田谷区基本計画の終期に合わせる。

基本的施策(条例第8条)
多文化共生の具体的施策は第6～10号

- 第8条 男女共同参画・多文化共生施策は次に掲げるものを基本とする。
- (1)～(5)は省略
- (6)外国人、日本国籍を有する外国出身者等(以下「外国人等」という。)への情報の多言語化等によるコミュニケーション支援
- (7)外国人等が安心して安全に暮らせるための生活支援
- (8)外国人等との交流の促進等による多文化共生の地域づくりの推進
- (9)外国人等の社会参画及び社会における活躍を推進するための支援
- (10)国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる偏見又は不当な差別の解消

基本理念

「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる多文化共生のまち せたがや」

施策体系のイメージ

基本方針

条例第8条(8)及び(9)

1 地域社会における活躍の推進

外国人等が、地域社会の一員として様々な活動に参加し貢献できるように、外国人自らが地域課題を捉え、参画する機会をつくります。

条例第8条(6)及び(7)

2 誰もが安心して暮らせるまちの実現

言語や文化の違いによる生活上の不便や不安を解消できるように、多言語(やさしい日本語を含む)での情報提供や日本語学習の支援をはじめとした、生活全般にわたっての支援を行います。

条例第8条(8)及び(10)

3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

誰もが参加しやすい、多様な文化についての理解を深める機会をつくるとともに、人権に関する意識の醸成等を通じ、外国人等への偏見や差別の解消をめざします。

施策 ……重点

()内は取組み例

多文化共生の地域交流促進(せたがや国際メッセの実施、国際交流ラウンジの実施)

地域活動への参加促進(町会・自治会など地域活動団体に対する理解促進、「おたがいさま bank」への登録促進)

外国人の区政参画推進(各会議体等における外国人の参画促進、外国人との意見交換会の実施)

外国人への日本語支援(外国人向け日本語クラスの実施、せたがや日本語サポーター講座の実施)

行政情報の多言語化等の推進(各種行政冊子、チラシ等の多言語化、職員向け「やさしい日本語」研修の実施)

生活基盤の充実(外国人相談窓口の運営、留学生の活動支援事業の実施)

災害等に対する備えの充実(外国人向け防災教室の実施、「災害時区民行動マニュアル」(マップ版)多言語版の配布)

ICTを活用した環境整備(公衆無線LAN環境の整備拡充、まち歩きアプリ「世田谷ぶらっと」による情報発信)

多様な文化を受け入れる意識の醸成(人権研修、人権啓発・交流イベントの実施、せたがや多文化ボランティア講座の実施)

学校教育における多文化共生に関わる国際理解教育の推進(人権教育・国際理解教育の推進、多文化体験コーナーの運営)

多文化共生・国際交流活動団体の支援(国際平和交流基金助成による団体支援、せたがや国際活動団体ガイドブックの配布)

不当な差別的取扱いへの対応(多文化共生施策に対する苦情相談・申立て等への対応)

推進体制

多文化共生施策を推進していくためには、計画に基づく施策の実施状況を調査、検証し、達成状況を確認し、次年度へ繋げていく必要があります。毎年、施策の実施状況を世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会に報告するとともに、区民及び事業者等に対し施策への理解と協力を求めています。また、以下の会議体(国際化推進委員会を除く)においては、積極的に外国人の参画を促していきます。

【国際化推進組織】 世田谷区 ・世田谷区国際化推進委員会 ・国際化推進協議会(一部、外部委員含む)
新たな国際化推進組織(公益財団法人せたがや文化財団)

【条例に基づく区長の附属機関】 男女共同参画・多文化共生審議会 ・男女共同参画推進部会 ・多文化共生推進部会
男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会

【区民・関係団体・関係機関】 区民 事業者 大学 市民活動団体 大使館 等